

赤平市地域公共交通活性化協議会分科会設置要領

(趣旨)

第1条 この要領は、赤平市地域公共交通活性化協議会設置要綱（以下、「要綱」という。）第10条第1項の規定に基づき設置する赤平市地域公共交通活性化協議会分科会（以下、「分科会」という。）に関し、同条第2項の規定により分科会の組織、運営その他必要な事項を定めるものとする。

(分科会の役割)

第2条 分科会は、要綱第2条各号に掲げる事項について検討し、その結果を赤平市地域活性化協議会（以下、「協議会」という。）に報告するものとする。

(組織)

第3条 分科会は、協議会委員のうち、別表に掲げる委員をもって組織する。ただし、協議会会長が認める場合、所属する組織・団体の協議会委員以外の者を分科会委員とすることを妨げない。

2 協議会会長が意見聴取などの必要性を認める場合は、分科会委員以外の者を出席させることができる。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、要綱第4条各号に掲げる任期と同様とする。

(委員長)

第5条 分科会に委員長1名を置く。

2 委員長は、分科会委員の互選によりこれを定める。

3 委員長は、分科会を代表し、会務を統括する。

(分科会の運営)

第6条 分科会は委員長が招集し、会議の議長となる。

2 分科会は原則として公開とする。ただし、公開することにより公正かつ円滑な議事の運営に支障が生じると認めるときは、その一部又は全部を公開しない。

3 委員の招集が困難である場合等にあつては、開催に代えて書面の郵送又は持ち回りにより意見の聴取及び議決を行うことができるものとする。

(事務局)

第7条 分科会の事務局は、要綱第11条に規定する事務局とする。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、分科会の運営に関して必要な事項は、委員長が分科会に諮って定める。

附 則

この要領は、令和2年10月28日から施行する。

別表

設置要綱（第3条の区分）	所属団体等
公共交通事業者等	北海道中央バス株式会社
	西出ハイヤー株式会社
	有限会社プリンスハイヤー
地域公共交通の利用者	赤平市町内会連合会
	赤平市社会福祉協議会
	赤平商工会議所
	赤平市老人クラブ連合会
その他市長が必要と認める者	北海道運輸局札幌運輸支局
	コープさっぽろ あかびら店
	株式会社赤平振興公社
	赤平市教育委員会学校教育課
	赤平市市民生活課